

件名	ダムの防災、減災、危機管理対策について
受付日	平成31年2月28日
ご意見・ご提案の概要	<p>ダムが地震等により決壊した場合に備え、次の点をお願いしたい。</p> <p>(1)ダム直下は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に、下流域は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定してほしい。</p> <p>(2)ダム下流に砂防ダムなどの土砂災害防止施設を設置してほしい。</p>
県の考え方	<p>(1)地震等によりダムが決壊・崩壊した場合に備えた土砂災害警戒区域の指定については、根拠となる「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」において、ダムの決壊や崩壊を想定していないため、ダムを発生原因とする区域指定は制度的に困難となっております。</p> <p>(2)ご意見のあったダムについては、昭和56年度から平成5年度にかけて県が改修工事を行っており、平成24年度に東日本大震災を受け、耐震調査を行った結果、所定の安全度を有している事を確認しております。昨年7月豪雨の際に全県的に実施した緊急点検においても、異常等はなかったところです。</p> <p>したがって、ダム下流に砂防ダムなどの施設を設置することについては、現状の安全度を踏まえれば、必要性は低いのではないかと考えております。</p>
担当課	農政部 農地整備課 県土整備部 砂防課